

給与所得者異動届出書の記入例②【退職時一括徴収】

※ 該当者1人につき1枚提出してください。

※ この届出書はコピーしてご使用ください。 1

（明石市提出用）

※退職者については、この異動届出書とは別に、辞書の「四十一」の「給与支払報告書（個人別明細書）」の提出が必須です。
（「四十一」の「給与支払報告書」の提出が必須です。）

整理番号	
課税関係氏名	総務課 給与 乙葉 花子
担当者	6年度 特別徴収番号 7年度 特別徴収番号 宛名番号 0090123456 0001
電話番号	078-912-1111
内線	
住所	〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1 (株) 甲野商事
個人番号又は法人番号	98765432100000

フリガナ	アカシ イチロウ	新	(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名	明石 一郎	姓	特別徴収税額 (年税額)	徴収済税額	未徴収税額 (ア)-(イ)	令和 7年 10月 31日	※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。	異動後の未徴収税額の徴収方法
生年月日	1 昭和 2. 平成 3. 西暦 51年 1月 2日		例) 11月10日納期限分の場合→10月分	6 月分	10 月分		1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他	番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0		円	円	円			2
1月1日現在住所	明石市本町5丁目4-3		49,200	16,400	32,800			

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先住所	〒	特別徴収指定番号	担当者氏名	新しい勤務先へは、
フリガナ			当電話番号	月割額 円 を 月分
フリガナ				(翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済み。
				※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。
				受給者番号
				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
				番号を記入 ① 必要 ② 不要

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	32,800 円	左記の一括徴収した税額は、	10 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
1	2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。				

普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

異動後の未徴収税額の徴収方法が、一括徴収の場合は、この欄にも記入してください。	<p>【例】未徴収税額を一括徴収して、10月分で納付する場合</p> <p>(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200円 (6月から翌年5月分)</p> <p>(イ) 徴収済額 16,400円 (6月から9月分)</p> <p>(ウ) 未徴収税額 (一括徴収で納める額) 32,800円 (10月から翌年5月分)</p> <p>※ (ウ) の未徴収税額を一括徴収して市へ納付します。</p>
---	--

- ※ 異動届出書は、明石市ホームページからダウンロードできます。
- ※ 異動届出書は異動が生じた月の翌月10日までに提出してください。
- ※ 1月1日から4月30日までの間の異動により給与の支払がなくなる場合は、一括徴収が義務付けられています。

退職時に残額を一括で特別徴収する場合は「2.一括徴収」を選択して、一括徴収分を納入する月と納期限を必ず記入してください。

※1月1日から4月30日までの退職の場合は、5月分までの税額を一括徴収してください。また、その他の期間でも、本人が希望すれば一括徴収してください。